

農家戸数變動と個別戸数動態

畑 井 義 隆

- 一 問題の提起
- 二 開拓地取得処分戸数とその動態
 - (一) 入植戸数統計の比較
 - (二) 入植戸数の變動とその要因
 - (三) 入植戸数と新設戸数
 - (四) 入植離脱戸数と脱農戸数
- 三 自作地購入売却戸数とその動態
- 四 自作地被贈贈与戸数とその動態
- 五 小作地取上貸付戸数とその動態
- 六 海外帰朝移住戸数とその動態
- 七 結論と要約

一 問題の提起

前稿「農家戸数變動と戸数動態」(『農業総合研究』第一六卷第一号収載)においては、農家戸数の變動を動態の局面において捉え、そこから農家戸数變動の経過と特性を追究しようとした。以上の試みは農林省統計調査部の調査によるいわゆる基本統計によって行ない、そしてなにかの成果を得ることに成功した。この試みは農家戸数の變動が人口の變動と似ているところがあるという着眼点より出発し、またその動態の把握の仕方を人口動態に似せた。しかし農家というのは原子的単位たる人の一つの分子的集団であるので、その動態は頗る複雑である。この複雑な

現象を整理し、それを数値と関連せしめようというのがこの一連の研究である。そして先には單純に農家の新設と脱農と純増減について、昭和二五年度から三四年度までの一〇年間の變化を追跡してその意味付けを考えたのであった。今回はその新設と消滅について、更に細目に入つてその個別の動態を見てみようとするものである。

農家動態については、前項においてそのあり得べき形態を色々に分類して「個別動態項目表」として發表した。しかしながらそれは人を主眼にして整理したものであつて、それはそれなりに意味をもつてはいるが、その個別動態に關して數值的な裏付けを与えることが不可能である。ここではその意図のために新しく個別動態項目表を作成

農地移動形態 世帯区分

農家戸数動態区分表		農家新設	
農家脱農	農家新設	農家新設	農家脱農
(一) 開拓地取得	(一) 開拓地取得	(一) 開拓地取得	(一) 開拓地取得
(二) 自作地購入	(二) 自作地購入	(二) 自作地購入	(二) 自作地購入
(三) 自作地被贈	(三) 自作地被贈	(三) 自作地被贈	(三) 自作地被贈
(四) 小作地借受	(四) 小作地借受	(四) 小作地借受	(四) 小作地借受
(五) 小作地取上	(五) 小作地取上	(五) 小作地取上	(五) 小作地取上
(a) 農家世帯形成	(a) 農家世帯形成	(a) 農家世帯形成	(a) 農家世帯形成
(b) 前非農家世帯	(b) 前非農家世帯	(b) 前非農家世帯	(b) 前非農家世帯
(c) 海外帰朝世帯	(c) 海外帰朝世帯	(c) 海外帰朝世帯	(c) 海外帰朝世帯
(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流
(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化
(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯
(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流
(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化
(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯
(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流	(a) 農家世帯合流
(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化	(b) 非農家世帯化
(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯	(c) 海外移住世帯

することにした。そこでの着眼は土地の移動である。かくして土地の移動關係を指標として農家動態を分類したのが上の「農家動態分類表」である。土地の種類と移動の形態を結びつけ、それを世帯の種類と関連づけて新設と消滅について各々一五の組合せを考えてみた。これらは基本統計における農家動態項目や、業務統計を利用する目的のために行なつた便宜的なものである。實際の新設なり脱農においては必ずしも単一の形態で行なわれず、二つないし三つの項目が重複することがあろう。そうすることは正確になるかも知れないが、表を面倒なものにする。重複する場合は、主な項目で整理することにすればよい。要するに徒ら

に表を複雑にするのは却って利用を困難にする。今のところはこの表に基づいて農家の個別動態がどう展開して行ったかを具体的に検討してみることしたい。以下本文の記述もこの表における分類の順に従うものとする。

いまこれらの分類が何を意味するかを大略解説しておこう。農家新設の(一)の「開拓地取得」は開墾干拓入植を意味している。そして世帯区分における(a)の「農家世帯形成」は親世帯よりの分離独立、つまり新世帯形成が入植と同時に行なわれた場合を考えている。また(b)の「前非農家世帯」は元来非農家であったものが、入植によって農家となつて世帯区分の変更を行なった場合である。また(c)の「海外帰朝世帯」は、海外から帰つて来てまっすぐに入植した世帯である。実際上は(b)と(c)の場合は数少ないことであらう。以上の三つの分類は入植が農家戸数増と結びつく場合だけを考えたのであつて、この他に農家が農家として入植する場合がある。この場合には必ずしも戸数には影響しない。しかしそういう場合は実際にはそう多くないものと思われる。「開拓地取得」という言葉の意味では地元増反も入ってくるが、この場合には直接的に農家戸数の変動と結びつかないので考慮外におく。(二)の「自作地購入」は主に不耕作の非農家が土地を購入して農家になる場合であつて、この他に他人の自作地を買取つて分家する場合などもあるが、それは少ないであらう。(三)の「自作地被贈」は自作地の一部を無償で貰つて農家になる場合で、そのうちの(a)の「農家世帯形成」が分家に当たる。通常の分家の形態はこうであらうけれども、分家はこれだけではない。さきの表の「世帯区分」の(a)の「農家世帯形成」の形態はすべて分家に該当する。自作地の全面被贈は遺産相続の場合であつて、世帯内での親族間の移動であるから戸数には影響しない。(四)の「小作地借受」は不耕作の世帯や独立世帯が新規に借受ける場合であつて、これには有償と無償の二つの場合を考える。これもまた事態として考えられるということだけであつて、その例は少ないであらう。

(五)の「小作地取上」は、従来小作地として貸付けていた土地を返して貰って、或は返されて、不耕作地主が耕作を始めた場合である。

一方、農家消滅の場合はどうか。これは前記の農家新設の逆の場合を考えればよい。例えば(一)の「開拓地処分」では、入植農家が開拓地を離れることによって農家戸数減となる場合を想定している。そのうちの元の親世帯に合流することによって消滅する場合を(a)の「農家世帯合流」、非農家世帯になる場合を(b)の「非農家世帯化」、海外に出て行く場合を(c)の「海外移住世帯」として分類した。この他に実際は既耕地を購入したり、譲受けたりして、農家のままで開拓地を離れる場合もある。しかしこの場合は農家戸数の減とはならないので、この表では省いてある。その他に耕地を見捨てて出る場合もある。開拓地に若干見られる現象ではあるがそれは特例として「処分」の中に含めておきたい。(二)以下の項目も格別説明の必要もあるまい。ただ問題は開拓地と既耕地との区分をどう行なうかという点である。ここでは行政的取扱いに従って、入植後八年経過後の農地を一般農地として取扱うことにする。これは統計の便宜上によるものであって、理論的意味合いから決めたものではない。理論上から言うならば、個人の農地処分の段階には最早開拓地ではあり得ないかも知れない。では早速この項目に従って戸数動態の細目の分析に入るとしよう。

二 開拓地取得処分戸数とその動態

〔一〕 入植戸数統計の比較

「農家戸数動態区分表」の「開拓地取得」戸数を先ず最初に取り上げよう。「開拓地取得」戸数は、通常は入植

戸数と言われているもので、以後その慣用語を用いて説明を進めて行くことにする。入植戸数は業務統計として整備されているし、また基本統計でも時に応じて調査されている。しかし両者は必ずしも内容を等しくしない。その点を具体的に説明しよう。業務統計は農林省農地局入植営農課で『入植統計』として発表されている。この統計表では、過去の各年次毎の入植戸数と、その調査時点における離脱戸数と残留定着戸数とが明らかにされている。この場合の入植戸数は国から見れば、開拓地売渡戸数であるが、その中には世帯区分における(a)・(b)・(c)以外の世帯が含まれている。つまり農家のままで入植してくるのが若干はあるのであって、入植戸数をすべて新設戸数と見るわけには行かない。一方基本統計の方では、入植戸数は昭和三〇年二月に行なわれた「臨時農業基本調査」で調査されている。そこでは新設戸数の意味で調査されているので、先の表の世帯区分における範囲と一致する。従って当然業務統計は基本統計より戸数が多くなる筈である。統計の性格上このような違いがあるが、それが数値の上にどう反映して来ているかを見てみることにしよう。

二つの表を整理して比較の便に供したのが第一表である。基本統計の「推計戸数」は、昭和三〇年二月一日現在において、過去五年間に入植定着した農家戸数という意味のものである。もちろんそれは新設農家に限定され、調査戸数を単純に五倍して推計した戸数である。これに対応するものが業務統計では「現在戸数」である。それは昭和三〇年三月末日において入植して定着している戸数を示している。参考までに一応入植した戸数をも掲載しておいた。「実績戸数」とあるのがそれであって、これを「現在戸数」と比較すれば入植農家の定着率が算定できる。両統計には若干調査時点の差(二カ月)があるが、それは無視できる程度のものであらう。二月一日から三月末日までに入植して来る農家は数少ないからである。そこで具体的に数字を見てみると、基本統計では入植戸数は約一

第1表 年度別入植戸数と定着戸数(昭29年度末)

年 度	基 本 統 計		業 務 統 計	
	調査戸数	推計戸数	実績戸数	現在戸数
25	—	—	11,810	9,759
26	—	—	7,129	6,242
27	—	—	7,920	7,069
28	—	—	7,936	7,912
29	—	—	6,166	6,050
計	3,041	19,705	40,961	37,032
平 均	—	3,941	8,192	7,406

- (注) 1) 「基本統計」の推計戸数は調査戸数に5の乗率(抽出率の逆数)を乗じて算出した。
 2) 「業務統計」の調査時点は30年3月末日であり、「基本統計」は30年2月1日である。

(出所) 業務統計は農林省農地局入植営農課保管原表、「基本統計」は農林省『昭和30年臨時農業基本調査報告第3巻』。

万九七〇〇戸であったのに対し、業務統計では三万七〇〇〇戸であった。前者は後者の五三％に過ぎない。この戸数の大きな差は、既に述べたように一つは新設農家に限定したかどうかの違いによるものである。差の一〇％位はそれによって説明できるであろう。⁽¹⁾しかしそれにしても差は大きすぎるので、他に理由がないかどうか、その点を網羅的に考えてみることにしよう。

三〇年の「臨時農業基本調査」(以下「臨農」と略称する)五分の一の抽出による標本集落で調査が行なわれている。考えられることは、この抽出の段階で誤差が生じたのではないかということである。誤差の一つは、抽出された標本集落が戸数の少ない集落に片寄ったのではないかという疑いである。その二つは、抽出率そのものが低かったのではないかという恐れである。最初の方の疑いは単なる疑念だけで終るのであるが、後の方の具体的な確かめることが出来る。では実際にどうであったか。実際に行なわれた抽出の方法を綿密に述べるのは非常に複雑であって容易でない。そこでいま簡単にそれを要約してみることにしよう。まず各府県毎に二ないし四の農業地域に区分する。そして一つの農業地域を三九類型の農業集落に分ける。三九類型というのは、三七の

類型の農業集落と二類型（都市・山村）の農家点在地になるが、その各々の類型の母集団から五分の一の集落が抽出されることになっている。だから正確に五分の一抽出されているものであるならば、標本集落数を五倍したものが全集落数の近似値とならねばならない。さてその点はどうかであつたろうか。

報告書によると、標本集落数は三二、一三一集落であつて、この五倍した数は一六〇、六五五集落であつた（第二表参照）。然るに母集団である全国の集落総数は一六〇、八一一集落であつて、そこに一五六集落の不足が見られる。このような抽出誤差が、集落の少ない開拓集落や山村点在地では特に大きく作用したであらうと想像するに難くない。もともと開拓集落はそう多いものでないし、それを府県別、地域別に細分化してゆくと、益々正確な抽出を困難にする。こういった標本抽出の設計上の問題がこういった喰違ひの一因を生んだのではないだろうか。

第三の問題点は、いわゆる調査誤差というものに当たる。調査において事実の誤認がなかったかどうか。例えば入植農家であるのに、その事実を把握し損ねたとか、或は二五年二月以降の入植農家であるのに、それ以前だと誤

第2表 類型別集落と点在地数

（単位：集落，点在地）

区 分	集 落 数
集 落 総 数	160,811
北 海 道	10,687
内 地	150,024
一 般 集 落	153,048
北 海 道	9,305
内 地	143,743
開 拓 集 落	3,429
北 海 道	892
内 地	2,537
都 市 点 在 地	3,996
北 海 道	588
内 地	3,408
山 村 点 在 地	338
北 海 道	2
内 地	336

（注）「一般集落」は「開拓集落」以外の集落をまとめたものである。

（出所）農林省『昭和30年臨時農業基本調査報告第1巻』3頁。

まるようなことはなかったであろうか。こういったことは入植農家戸数を意外に過少に把握させることになる。更に第四点は、単独世帯を含めて数戸の共同経営の場合に、基本統計は一戸と算えるというやり方とてはいなかったか

どうか。そういった共同経営は数少ないとは言え、もしそういうやり方がとられていたとしたら、基本統計の方が数少なくなる理由がある。以上の四点の中で確認できたことは、第二の抽出の仕方だけであつたけれども、開差を生じた最大の原因は事実誤認か、集落分類の手落ちでなかったかと思う。なお今後にも検討を重ねて行きたい。

このようにして基本統計の方は多分に過少把握であつたことは否めない。しかしその程度の誤差はここでは一応黙過しよう。だがどうにもならないことがある。それは入植新設についての各年次値が得られていないことである。これなくしては戸数動態の分析を全然進め得ない。そこで新設戸数という条件を譲歩して、入植戸数一般としてその動態を観察してみることにしよう。絶対値としては新設戸数にはならないけれども、傾向値としてみるときは、それはある意味では新設入植戸数の動きに通ずるものがあるだろう。そういう考え方でこれから業務統計を取り上げて行きたいと思う。

注(1) 農林省農地局入植営農課鈴木邦彦氏の御教示による。入植者の九〇%位は分家入植だろうということである。

(2) 拙稿「農家戸数変動と戸数統計」(『農業総合研究』第一五卷第三号)で三〇年の農家戸数は、……仮にそれが事実よりも過小に推計されたとしたらどうであらうか。そこには三五年との比較で、殆んど横這いという觀察がどうしても出てくる。(九一頁)と述べたが、過少推計になっている理由は、標本集落数の不足ということが大きな一つの理由のようである。この点による不足戸数は次の式の通りに約五九〇〇戸となる。 $38 \text{ (一冊誤差)} \times 156 \text{ (本冊誤差)} = 5,928$

〔二〕入植戸数の変動とその要因

業務統計から必要項目を抜いて総入植戸数について作表したのが第三表である。この表にいう「実績戸数」は実際に入植した戸数である。「離脱戸数」はその入植戸数から離脱した戸数を示しているように見えるが、これには

第3表 年度別の入植戸数（昭25～34）（昭35.3.31現在）

農家戸数変動と個別戸数動態

年 度	予算戸数	実 績 戸 数				離脱戸数	現存戸数
		助 成	1 部助成	非助成	計		
昭25	10,000	10,182	43	1,585	11,810	3,318	8,492
26	6,500	6,713	—	416	7,129	1,558	5,571
27	7,200	7,346	—	574	7,920	1,373	6,547
28	8,000	7,862	—	74	7,936	833	7,103
29	7,000	6,017	57	92	6,166	575	5,591
30	5,500	4,925	—	53	4,978	540	4,438
31	5,000	4,469	—	16	4,485	389	4,096
32	4,000	2,813	19	28	2,860	145	2,715
33	2,500	2,198	—	16	2,214	87	2,127
34	1,700	1,459	—	70	1,529	0	1,529
25～29累計	38,700	38,120	100	2,741	40,961	7,657	33,304
25～34累計	57,400	53,984	119	2,924	57,027	8,818	48,209
25～29平均	7,740	7,624	20	548	8,192	1,532	6,661
25～34平均	5,740	5,398	12	292	5,703	882	4,821

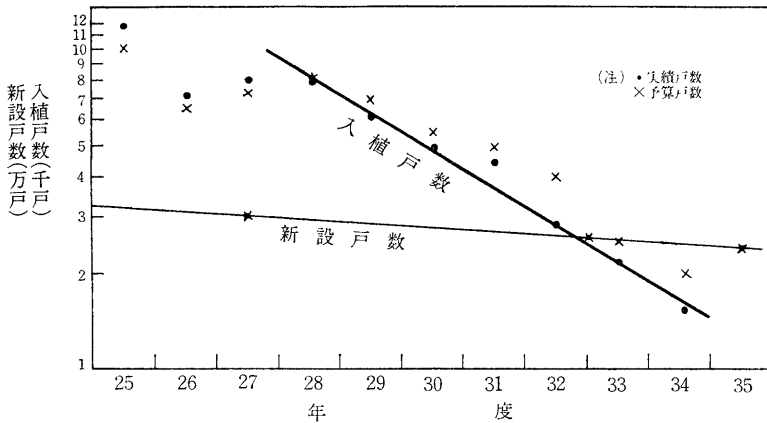
（注）「実績戸数」から「離脱戸数」を引いたものが「現在戸数」である。

（出所）農林省農地局営農課『昭和34年度末入植統計』1頁。

若干の注釈がつく。それは実際に離脱した戸数から「承継戸数分」を引いてある。離脱戸数の全数ではなくて、差引の離脱戸数である。そして「現在戸数」は実績戸数からその離脱戸数を引いたものである。かなり面倒になっているが、これを式の形で表すところである。

$$\begin{aligned} \text{実績戸数} - \text{離脱戸数} &= \text{実績戸数} - (\text{総離脱戸数} - \text{承継戸数}) \\ &= \text{現在戸数} \end{aligned}$$

ところで求めている戸数は動態分析の立前かというならば、それは総入植戸数、つまりここでいう実績戸数と承継戸数の和であり、また総離脱戸数でなければならぬ。しかし残念ながら承継戸数と総離脱戸数は農林省においても把握されていない。ただ三四年度一年分についていうならば、承継が五八三戸、総離脱が二〇五六戸となっている。そういう意味では不完全であって、分析の立場からは極めて不都合である



第1図 入植戸数の推移 (対数目盛) (昭25~34)

が、止むを得ないのでこの表によって観察を進めることにしよう。それによると、二五年度以降の趨勢はこれに示されているように、極めて顕著に出ている。この間かなり急速な勢いで入植戸数は減じて来ている。しかしどういう減り方をしていかを見極めめるために、図にしたのが第一図である。規則的な傾向を示すようになったのが二八年度以降であって、そこには幾何級数的な遞減傾向が見られる。それは七年間の短かい観察期間から得られたものであって、今後この傾向が続くという保証はない。むしろ逆ロジスティクの傾向が適用できる筈だと考える。何れにしろ、今まではかなり急速な勢いで減って来た。然らば、何によってそうなったか、その点を次に考えてみることにしたい。

まず直接的な原因を考えてみよう。入植戸数を決定する予算戸数の規模が縮小したことが原因であろう。開墾開拓による農地の造成が鈍って来たこと、そして一面に経営面積の大規模化を意図するようになったことが入植計画戸数の減少に作用している。しかし問題は予算規模を動かしたのが何かということである。一つは食糧事情の緩和であり、他の一つは開拓適地の不足であり、しかして最も大

きな理由は入植実績の不振であつたろう。入植実績の不振は、前年度の計画戸数に対して実際入植戸数が及ばなかったという事実によつて示される。これは予想以上に開拓入植への魅力が薄れているということの証左である。

では開拓入植の魅力が何故に薄れたのであろうか。筆者の主観を以て考えるならば、それは開拓地における生活への道の険しさと言えよう。そしてそれは干拓地よりもむしろ辺境の開墾地において妥当しよう。文学的な表現を用いたが、その内容は経済的な意味での自立への困難性と、社会的な意味での孤立の淋しさ、文化的な意味での後進性、そういったものが入植への希望をふさいでいると見たい。開拓農家の低所得性については『日本農業年鑑』に次のような記事がある。「これは三三年度に全国開拓農家一一三戸について調査した農家経営経済調査のうち、二〇年より二四年の間に、入植した農家の経営経済の実態である。農家所得は既農家の三五万円前後に比べて、わずか二七万円に過ぎない。このことは、……経営費率（六〇％）が高くなつたことと、……生産力が低いことが原因している。農家経済余剰は、一五〇〇円とわずかに黒字になっている。しかし、まだ借入金返済できる段階には到達していない。その結果、農家は極端に家計を切り詰め、家族一人当たり（消費未換算）の年間家計費は、四万五〇〇〇円と、既農家より二〇％も低い。一方、財産の状況は、資産総額一〇七万円に対し負債が三五万円もあり、農家純財産はわずか七二万円である。なお、開拓農家経営経済調査の調査農家は一般に比べて高い水準にある。したがって、開拓農家全体の農業粗収入別戸数についてみると、五〇万円以上の粗収入をあげる農家は全農家の四％、三〇～五〇万円は一六％で、残りの八〇％は、三〇万円以下の粗収入しかなく、営農不振にあえいでいる。」⁽¹⁾

経営費率が高くなつてゐるのは、同書によれば、生産手段の整備に力を注いでゐるためとあるが、一般農家が三六％（三三年『農家経済調査』）であることよりみると、開拓農家の六〇％はズバ抜けて高過ぎるようである。生産力

の低いことは、反当りの粗生産額が一般農家が約二万三〇〇〇円であるのに、開拓農家では一万四〇〇〇円程にしか上らない事実よりも分る。⁽²⁾これは過去の入植農家の平均の数字であつて、これから入植する農家がこんな状態になるということにはならないかも知れないが、それでも入植農家の一般的不振という事実は大きくマイナスに作用するであろう。こういった農業生産上の不利に加えて、公共施設の貧弱さがある。そういった地帯に文化的生活を期待するのは始めから無理であろう。教育の問題、医療の問題、日用品の買物の問題、等々の社会生活を送る上に当面する大きな問題がそこに横たわっている。とすれば農村の若者をして引きつける力があつたと見るのがすでおかしい。では曲りなりにも過去に多くの入植者を出した理由はどこにあつたか。それは一つは食糧難からであり、他の一つは就職難からであつた。いわば、他の理由からする相対的な魅力によるものであつて、この二つの客観条件が変更されれば入植への魅力は散逸してしまうものであつた。この二つのうち前者の方は徐々に条件が變つていったが、後者の方は二五年頃を境として一變した。ところでこの影響は入植戸数の上にどう表れているだろうか。

どうも第一図を観察する限りでは、この結びつきは充分でない。しかし二八年度以降は、入植戸数の変動が規則的であるということには何か含みがあるように思えてならない。そう思って表を見てみると、この時以後、入植の実績戸数が予算戸数を下廻っているのである。二七年以前は常に上廻っていた。また二七年度までは非助成の入植戸数が四〇〇戸以上もあつたのに、二八年度以降では急に一〇〇戸を割っている。こういった偶然とは言ひ切れない幾つかの符節を合せたような事実がある。それならば、もう少し外部条件の在り方というものを検討してみる必要もある。そこで思い出して頂きたいことがある。この二八年度という年は「食糧管理法」の改正のあつた年であ

る。その主たる改正点は麦類・甘藷・馬鈴薯を主食の座から外したことにある。既にこういった処置に出なければならなかった程、当時の食糧事情は好転していたのである。食管法の改正、並びにそれを促した当時の事情、特に食糧の窮迫に便乗した農民の超過利得の解消等の実情は、いたく開拓入植への夢を覚まさせたに違いない。あれこれ想像を逞しくしながら、結局はこういった結論を導いて来なければならぬのである。さてこう考えてみると、農産物市場面からくる不利益の影響は早くも二八年度から現われ、そしてそれは主として農家新設を押えるといった形で働いたということが出来よう。このことは農家新設を形成する他の項目についても同様のことが言えるのではなからうか。ただ入植ほどはひどい影響を受けなかったと思われる。

注(1) 日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑・一九六一年版』(昭三五・家の光協会) 八八頁。

(2) 日本農業年鑑刊行会編『同書』七七頁。

〔三〕 入植戸数と新設戸数

入植戸数一般の動きとそれをそうさせた要因とのつながりを見たのだが、次に入植そのものが農家新設全体の中でどういう役割を占めていたかを見てみることにしよう。そのためには統計として新設農家だけの入植戸数が得られることが望ましいが、先程述べた理由で不可能である。そこで与えられている各年度毎の入植実績戸数をよりどころとして若干の模索を行なってみることにしよう。

すでに述べたように、業務統計における入植実績戸数は、その大部分が新設農家であるが、部分的に旧農家であるものが入っている⁽¹⁾。そういう意味では余分のものが加わっているわけであるが、当然入植戸数として含めるべきである承継入植農家のうちの新設農家分が漏れているという点で過少である。それらが相殺されるものとは決して

みないが、結果的に新設入植戸数に近づいていることは事実であろう。入植戸数は業務統計では「実績戸数」の他に「現在戸数」というものがある。この方が基本統計という新設戸数の概念に近いが、残念ながら三〇年以前については数値が得られないので、止むを得ず新規入植戸数である「実績戸数」を使用する。

さて筆者は前稿の「農家戸数変動と戸数動態」で二五年から三五年までの期間を三期に分けて新設戸数を計算してみた。それはすべて基本統計から導いて来たものである。ところが基本統計における入植戸数が実際の入植戸数よりもかなり内輪になっていた。このかぎりでは基本統計での新設戸数は、入植戸数の差の数だけ少なく把握されているということになる。ところがよく考えてみると、成程入植戸数としては過少把握であったかも知れないが、新設戸数としては割合正確に掴まれていたという推定も一方に成立つ。それは実際は入植農家であるに拘わらず、他の新設項目で掴まえられる可能性があったからである。例えば昭和三〇年の「臨農」では集落区分の分類として「開拓集落」というのを掲げているが、開拓入植者は必ずしも開拓集落のみにいるわけではない。開拓集落以外の集落に居住する入植農家は恐らく別の新設項目で把握されていると思われる。「臨農」に現れた入植農家の過少性は、調査集落数の不足や、標本誤差などの点もあるが、こうしたことも理由になっていると考えられる。以上のようなことで入植農家については業務統計を用いるが、新設戸数については基本統計のものをを用いることにする。これは基本統計における新設戸数が正しいということからではない。特に「臨農」については若干過少であろうと判断されるが、それを修正する術もないので、ここではそれをそのまま利用することにする。そこで早速計算済みの新設戸数と業務統計の入植戸数を比較対比してみよう。第四表はその表であって、何れも期末の入植実績戸数である。従って全期間の総数というのは、各期毎の入植実績戸数の和であって、この戸数だけ一〇年間に増えたという

第4表 期間別の開拓地取得戸数（昭25～34年度）

（単位：戸）

項 目		全 期 間	25 ～ 29	30 ～ 33	34
新設総数	総 年 数	280,481	151,770	104,744	23,967
	平 均	28,048	30,354	26,186	23,967
	率 (%)	4.62	4.96	4.35	4.01
開拓地取得	総 年 数	57,027	40,961	14,537	1,529
	平 均	5,703	8,192	2,907	1,529
	率 (%)	0.94	1.34	0.46	0.26
構 成 比 (%)		20.3	27.0	14.9	6.4
そ の 他	総 年 数	223,454	110,809	90,207	22,438
	平 均	22,345	22,162	23,279	22,438
	率 (%)	3.68	3.62	3.84	3.76
構 成 比 (%)		79.7	73.0	85.1	93.6
（参考）期 央 戸 数		6,058,658	6,117,539	6,058,658	5,974,086

（注） 1）新設戸数と期央戸数は筆者の計算による。 2）「開拓地取得戸数」は入植の実績戸数であって、期間末の現在戸数ではない。

（出所） 農林省農地局入植営農課『入植統計』各年度版。

ことには必ずしもならない。この間に脱農した戸数もあり得るからである。ところで比較して得た結果はどういうことであつたか。予想されたことであるが、早い期間ほど入植戸数の占める割合は高かった。具体的に言うと、二九年度までの五年間の平均では二七％であり、三三年度までの四年間では一五％であり、三四年度では六％強程度に落ちている。この構成比の低下は一にかかつて入植戸数の減少によるものであつて、非入植戸数は殆んど動いていないことに注目しなければならない。非入植戸数は実数では平均して二万三〇〇〇戸内外を示し、結局入植戸数の変化が新設戸数の変化に表れたと解することができる。⁽²⁾

このようにして入植が農家新設に寄与する力は現在では最早薄れてしまった。しかし過去に遡れば遡るほどその影響力は強大であつた。そ

うだとすると、入植戸数の激減は消極的間接的に農家戸数の減少を助長することになった筈である。つまり入植戸数の激減が農家戸数の減少に相当役立っていた、ということになる。それを分り易くするために、仮に二六年度以降、入植戸数が二五年度の入植戸数を維持し続けたらどうなるかということと考えてみたい。そうすると、三五年の推定戸数は五九六万戸から六一二万戸になるであろう。これは六万戸余りの戸数が入植累計戸数として増えているからである。ところがこの間に農家戸数は実際は約二一万戸余り減っている。だからそのうちの約三分の一が増えることになる。ということの意味は、農家戸数が減って来たことに對する役割の三分の一は、入植戸数の減が担っていたということである。つまり入植戸数の農家戸数減への寄与率は一〇年の実績でいうならば三五%であったということ、意外に大きな影響を与えていたことを知る。以上のことを式にして簡単に整理しておく。

入植戸数の減退が農家戸数の減少に与える寄与率 = (25年度の入植実績戸数 - 一定とした場合の假想戸数 - 実際実績戸数) /

全期間の総農家の減少戸数

$$= (11,820戸 \times 10年 - 57,021戸) / 214,273戸 = 61,170戸 / 214,273戸 = 35.1\%$$

もう一つこの第四表と先の第三表を見て留意すべきことがある。それは入植戸数も非入植戸数も、その変動が必ずしも景気変動によっていないということである。入植戸数の変化は二七年度までの変則期を除くと、幾何級数的な通減傾向が見られ、非入植戸数はどうやら一定のような傾向が窺われる。従って新設戸数の変化は景気循環的変化と無関係であろうという前稿で述べた発言は、このような統計値や計算値によって一応立証されたことになる。従って更に類推されることは、新設戸数の変化が景気に無感応だとすれば、当然感応しているのは脱農戸数であって、その変化が景気変動によって色づけされているのだと理解したい。脱農戸数変化率の景気感応性は、戸数の純

増率にも表れてくる。農家戸数の変化が景気変動と関係があるという筆者の立論は、つき詰めれば(4)こういうところにその根拠があったのである。

注(1) 農林省農地局入植営農課鈴木邦彦氏の御教示による。

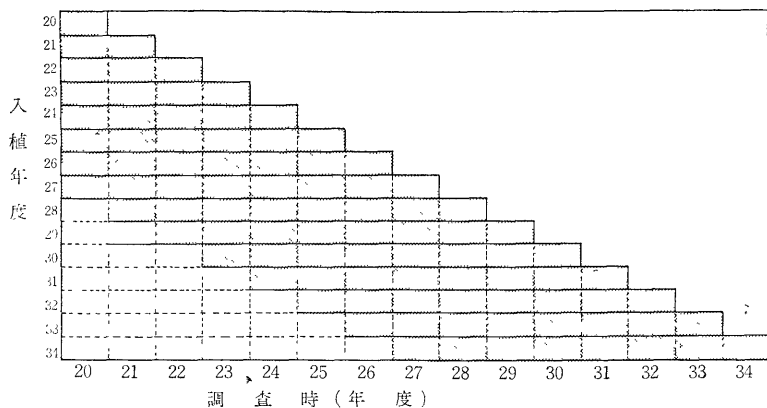
(2) 第四表で三〇一三年度の平均非入植戸数が、他の期間よりも多かったのは、新設戸数の計算の誤り(過大計算)によると思われる。この期間の新設戸数は調査がないので、両期間の算術的補間計算によって導き出して来た。入植戸数の幾何級数的変化を考慮すれば、当然この計算方法は修正すべきである。

(3) 拙稿「農家戸数変動と戸数動態」(『農業総合研究』第一六卷第一号)七〇一七四頁。

(4) 拙著『農家戸数の経済分析』(昭和三六年・自家出版)、拙稿「経済変動と農家戸数変動」(『農業経済研究』第三三巻第一号)。

(四) 入植離脱戸数と脱農戸数

開拓地取得戸数である入植戸数については右に述べた通りであった。ではその開拓地から何戸が脱農して来たのか。業務統計ではこれを「離脱戸数」として捉えるが、その場合の離脱戸数は必ずしも脱農戸数ではない。その離脱農家の再入植や帰村営農の可能性があるからである。しかしその可能性は三四年度までは余りなかったと見てよい。それ故一応統計上の「離脱戸数」を脱農戸数として処理して行こう。しかし業務統計で発表されている「離脱戸数」は、その年度毎の離脱戸数ではなくて、各年度末現在の累積離脱戸数である。しかし厳密に言うと、これは必ずしも累積離脱戸数とはならない。なぜならその年度末を遡る八年以内の入植農家の累積離脱戸数を示しているに過ぎないからである。八年以上の入植農家で離脱したものについては統計に入っていない。そういう意味でこれは表を読む上にかなり注意を要する。しかしその年度毎の離脱戸数については、当年度末の累積離脱戸数から前年度末のものを引いて算出することが出来る。



第2図 入植離脱戸数見取図

(注) 地の濃い部分が業務統計で「離脱戸数」として把握されている所であって、左下の白い部分は統計で把握されない離脱戸数部分である。

いまこれを図で示すと、第二図のようになる。第二図で地を濃くしてある部分の合計が業務統計でいう「離脱戸数」であって、三四年度の累積値から三三年度の累積値を引けば三四年度中に離脱した脱農戸数となることは明らかである。実際は二六年度以前に入植した農家からも離脱があるのだが、これは統計でも把握されていないし、約八年経過後はその農地を一般の農地として見做すというこの場合の約束からとらないことにする。八年という限定は、入植地の売渡しを受けてから五年以内に開墾を完了し、そして施行検査に合格すれば、更に三年以内は自由にしてその農地を処分することが出来ないという行政上の規則から由来している。⁽¹⁾この統計表で留意すべきことは、前任の入植農家の債権債務を肩代りして入った承継入植農家の戸数分だけ統計では内輪になっているということである。業務統計では後継者が補充されている限り離脱とは見なさない。それ故戸数の動態の見地からでは承継戸数を加えるべきであるが、その統計は三四年度の分が判明しているだけで不明であるので、一応純離脱戸数だけを見えることにする。ところがこれも累積離脱

第5表 年度別の開拓地処分戸数

項 目		31	32	33	34
脱 農	戸 数	-	-	-	37,659
	動 態 率 (%)	-	-	-	6.30
	構 成 比 (%)	-	-	-	100.0
開処 拓 地分	戸 数	-	2,767	2,274	2,028
	動 態 率 (%)	-	0.46	0.38	0.34
	構 成 比 (%)	-	-	-	5.4
(参考) 累 積 離 脱 戸 数		52,603	55,370	57,654	59,682
(参考) 年 央 戸 数		6,040,437	6,013,678	5,991,908	5,973,093

(注) 「開拓地処分戸数」は年度内の入植農家純離脱戸数を示す。

(出所) 農林省農地局入植営農課『入植統計』各年度版。

戸数が三一年度末以降しか分らないので、三二年度の分からしかとれない。いまその表を示そう。

第五表はその表であるが、三二年度で約二八〇〇戸あったものが、かなり急速度で減少して来ていることが分る。二年後の三四年度で約二〇〇〇戸に落ちてゐる。これは脱農の速度が鈍ったことを意味するのであろうか。そういうことも考えられなくもないが、調査対象の母集団の時期的範囲がズレルことによって、入植戸数そのものが減つて来たことが原因である。入植戸数が多ければ、脱農戸数もまたそれに応じて多いであらう。また過去ほど入植営農に対する施策が不十分であつたから、離脱率も高い筈である。事実統計も二四年度までの入植農家についてはその三分の一以上が離脱したことを示している。離脱率が一割を割るのは三一年度に入ってからである。こういった事情から考へて過去の年度ほど離脱戸数が多かつたであらうということは充分推測し得る。仮に減少への傾向が是認できたとしても、その減少率が景気変動に影響されていると言ひ得るであらうか。それは不可能であらうと思う。ここに表れた数値を見ても、そういうことが言えそうにないし、入植の実績から見てもそういうような関係が出てくるとは思

われないからである。

入植離脱の「開拓地処分」脱農戸数は三四年度は約二〇〇〇戸であつて、総脱農戸数は約三万七七〇〇戸であるから、僅か五%を占めるに過ぎない。開拓地の脱農は脱農戸数全般から見れば問題視するに足らない。であるが故に、入植離脱が景気変動と無関係に行なわれたとしても全般の規則性を否定することにはならない。その動態率は〇・三四%とこれまた非常に小さい。

注(一) 農林省農地局入植営農課見上睦氏の御教示による。

(二) 動態率は実数値を年(期)央戸数で割つて%表示にした率である。構成比率と区分するためにあえてこの文字を用いることにした。

三 自作地購入売却戸数とその動態

新設戸数を知る一つの資料として、他に農地局の「農地調整半年報」がある。これは農地の移動を業務調査(農業委員会報告)として調べているものであるが、の調査の中に、不耕作者の自作地譲受の件数という項目がある。

それは考えようによれば、新規の農家開設戸数だと見られなくもない。農地の所有権移動は法的に農業委員会を経て都道府県知事、或は農林大臣の許可を得ることを必要としている。許可を得ていない場合は所有権の登記が出来ないので、第三者に所有権の移動を主張できない。従つて売買形式の農地の移動は割合正確に把握されていると思われる。従つて不耕作者の耕作目的の自作地譲受件数は、前掲「農家戸数動態区分表」の(二)の「自作地購入」戸数をほぼ正確に表現しているものと考えてよいだろう。⁽¹⁾しかして、その場合の新設は「農家戸数動態区分表」の(二)の(b)の項目に該当する公算が大きい。取りあえずその統計表を第六表に示そう。

第6表 年度別の自作地購入新設戸数（昭32～35）

項 目			32	33	34	35
新 設	戸 数		-	-	23,967	-
	動 態 率 (%)		-	-	4.01	-
	構 成 比 (%)		-	-	100.0	-
自購 作 地入	戸 数	998	1,297	1,470	2,050	
	動 態 率 (%)			0.25		
	構 成 比 (%)	-	-	6.1	-	
(参考) 年 央 戸 数			6,013,678	5,991,908	5,974,086	5,963,058
經 済 成 長 率 (%)			8.2	7.1	3.7	

(注) 1) 「自作地購入戸数」は不耕作者の有償による自作地譲受件数である。

2) 「経済成長率」は前年度のものである。

(出所) 東畑精一監修『日本農業年鑑』1961年版、437頁。

この表では昭和三二年度以降の分しか収載されていない。それ以前としては、昭和二六、二七年度にも調査が行なわれているが、抽出調査であり、また農地改革による強制譲受が含まれていたりして必ずしも接続しないので、省略してある。そこでいまこの三つの年度について観察してみると、年々既耕地の購入戸数が増えてきている。しかもその増勢は極めて顕著である。開拓地の購入戸数が減りつつあるのに、既耕地ではこのように増えつつある。まことに奇妙な現象であるが、一体それをどう理解したらよいのであろうか。たった三カ年間の短かい観察であるから、未だ傾向と断ずるには早いというのであれば、ことは簡単である。しかしながら偶然性という枠内で処理できないものがあるように思えるのである。そこで、もしこの増加が傾向的なものであるとするなら、何によって説明するかということを考えてみたい。

参考になるのは総戸数の変動の要因であった。先にそれを一年度前の経済成長の変化によって起きるのだと説明した。そうであるなら、この場合にもそれが適用できないであろうか。そういう意図の下に経済成長率を見してみると、経済成長率はこの間に低下

して来ている。計算すればかなりの相関々係を示すであろう。ではそういった相関々係を促した理由は何であろうか。景気の悪化が就農化を誘ったとよりしか解釈できない。経済成長の伸びの低下が農地需要を促したと見たい。しかしこの際の断定は慎みたい。なぜなら一方に入植農家のように急減している事実があるからである。もし矛盾なくこれらの二事実を解釈するとすればこうなるであろう。経済成長に伴う非農業部門の生産の拡大は、労働に対する新規需要を年々大きくして行つた。この非農業部門の労働需要が、農家の若年労働力を農業から吸収した。農村の若い二、三男が主体であつた開拓入植が、減つたのはそのような理由からである。しかし既耕地の購入の場合はいささか事情が異なるう。開拓地の場合と違って、この場合には多分に余暇的、或は将来土地販売的農家化の意図が濃厚であるからである。その面積も内地において三反内外ということであるから、それは農家らしからぬ農家の増加を示すものであつた。どうやら農家の性質において基本的に異なるものがあつた。これが二つの戸数をして逆行關係をとらしめたのである。では既耕地購入戸数の新設戸数に寄与する程度はどうであつたろうか。

それは第六表に示した通りである。残念ながら材料の關係で三四年度の分しか比較できないが、大約二万四〇〇〇戸の新設戸数のうち、その六%がこの既耕地の購入による新設であつた。その場合の新設動態率は〇・二五%という小さいものであつた。こういうふうにみると、既耕地を耕入することによって農家たらんとする動きは、そのものとしては増えて来たけれども、全体としての比重はなお小さい。そして将来ともそう急激に比重の絶対値を高めるような事態が来るとは思われないのである。

以上は既耕地購入による新設戸数の動向を見たのであるが、動態として見るためには、この逆の既耕地の売却による脱農戸数が分ればよい。しかし残念ながら全面売却による脱農戸数は集計されていないのである。このような

理由で、既耕地の売却による戸数の動態分析はあきらめなければならない。

(注(1))

農林省農地局農地課員中江淳一氏、梶田勝氏の示唆による。新規に農地を取得して農業経営を始める場合は、農地法によって三反以上取得するのではないと許可がでないから、農家の最低基準面積は優に超えている。従って農地を新規に購入したが、基準面積に達せず、従って戸数に変動を生じないというケースは起り得ない。

(2)

農林省農地局農地課員五十棲藤吾氏の御教示による。

四 自作地被贈贈与戸数とその動態

ここにいう被贈贈与戸数は無償によるという意味が含まれている。そういう意図でこれを使っているが、更には無償による不法取得や、無償放棄をもこれに含ませたい。この項目は「農家戸数動態区分表」の新設と消滅のそれぞれの(三)の項目に当たる。このような農地の無償の移動が成立するのは主に親族間であって、被贈或は贈与の形で行なわれる。普通、財の移動の場合は対価の移動が伴うことが多いが、農地の場合には特殊の例外として無償の場合がかなり多い。それは遺産相続の手段として農地の分割譲渡が行なわれる慣習があるからである。しかも分家という形での生前贈与が一般的である。分家は日本経済の成長に伴い次第に影を薄めて来たが、それでも耕地に余裕のある地方、例えば東北などではまだかなり行なわれている。従って農家新設に与える影響力は未だ大きなものがあると思う。分家は「農家戸数動態区分表」では(三)―(a)という組合せで示されている。以下これを中心として説明を進めて行こう。

農林省農地局から「農地調整半年報」の資料を得て作表したのが第七表である。ここに計上されている自作地被贈新設戸数は、それを分けて「分家」と「その他」にしてある。前者は身内への無償贈与であり、後者は他人への

第7表 形態別、年度別自作地被贈新設戸数

(単位：戸)

項 目		25～29平均	32	33	34	35
新設	戸 数	30,354	—	—	23,967	—
	構 成 比 (%)	100.0	—	—	100.0	—
分家	戸 数	14,704	7,622	6,121	5,974	5,388
	動 態 率 (%)	2.42	1.27	1.02	1.00	0.90
	構 成 比 (%)	48.6	—	—	25.0	—
その他	戸 数	—	45	52	118	58
	動 態 率 (%)	—	0.01	0.01	0.02	0.01
	構 成 比 (%)	—	—	—	0.49	—
被贈計	戸 数	—	7,667	6,172	6,092	5,446
	動 態 率 (%)	—	1.27	1.03	1.02	0.91
	構 成 比 (%)	—	—	—	25.4	—
分家予定戸数			8,174	7,275	7,954	7,602
(参考) 年 央 戸 数		6,071,830	6,013,678	5,991,908	5,973,093	5,963,058
(シ) 経 済 成 長 率			8.2	7.1	3.7	17.3

(注) 1) 「分家」は新しく分家させるための贈与と不耕作の既に分家独立しているものへの贈与の計である。

2) 「その他」の中には不耕作の他人への被贈が含まれている。

3) 「分家予定」は自作地の農業経営承継推定人以外の世帯員へ生前贈与を示す。

4) 「25～29」は2月～1月、その他は1月～12月の年度である。

(出所) 農林省農地局農地課『農地調整年報』各年度版。ただし「25～29」平均は農林省統計調査部『昭和30年臨時農業基本調査結果報告』第3巻。

無償贈与であるという点で異なる。注意すべきは、ここにいる分家は新しく分家するために自作地を分譲して貰った場合と、すでに独立しているが不耕作であったものが自作地を譲って貰って農家となった場合の二種類の場合作を考えている。分家の農家新設という件数はこれによって尽されるであろうか。実際はこの他にも色々な場合がある。例えば経営主が事前に自作地を分家予定者に贈与しておくという場合がある。

この場合には分家に際しては農地の所有権の移動が生じない。またこの他に小作地を贈与する場合とか、第三者所有の農地を購入して与えるという場合も考えられる。従つて第七表に表れた分家戸数は相当に内輪になっていると見てよい。それ故昭和三〇年の「臨農」に表れた分家戸数とは比較できない。

具体的な説明に入ろう。「臨農」による二五年二月から三〇年一月までの五年間の平均分家戸数は約一万四七〇〇戸であつた。これに対する昭和三四年の分家戸数は、農地局調査では大凡六〇〇〇戸であつて、このままの比較では約四割程度に減少したことになるが、実際はこんなには急減してないのである。いませ継者以外の家族への自作地の生前贈与件数が分つていたので、それを近い将来分家させるためのものと理解し、その件数を「分家予定戸数」として表章しよう。そしていま便宜的に贈与から分家まで一年ほどのズレがあるとすれば、当年度の分家戸数は「自作地被贈戸数」に前年度の「分家予定戸数」を加えたものである。三四年度の場合は三三年度の「分家予定戸数」を加えればよい。ところが、その戸数が三三年度に限つて妙に少なくなつてゐる。この点を承知の上、その戸数の七三〇〇戸を加えてみると、分家総数は大凡一万三三〇〇戸となる。「臨農」の戸数にほぼ近く、一応接続が旨く行つてゐるようである。分家はこれだけで限られるわけでないが、いろいろ相殺されて大体の値を示しているものと思われる。そして「分家予定戸数」の三三年度分の特殊の事情（過少）を考えると、三四年度になつても分家はそれ程減つていないと言える。しかし三二年度以降の分家戸数を見てみると、七六〇〇戸から六一〇〇戸、六〇〇〇戸、五〇〇〇戸と次第に減つて来ている。また、分家予定戸数も同様であつて漸次減少への傾向が窺われる。しかしてその減少が何によるものか、またその減少に規則性があるかどうかということが、この際の問われるべき課題である。減少への傾向は短かい観察ながら否定できないであらう。しかし、それが何によるかということの

大きな決め手はない。想像するに二、三男の都市への移動が活発となったために農業分家が衰えて来たものと思われる。もしそうならその変化率は経済成長率と関連がある筈だが、実際は見たところ関連がなさそうである。農業分家数を決定する諸条件はもう少し複雑で、社会的な要素が多分に入り組んでいる。しかし分家可能な地域社会に農村青年が留まらなくなったことが大きな理由で、一方に分割可能な自作地の保有農家が少なくなったこともその理由の一つを構成するであろう。何れにしろ減少は事実であるとしても、その減少の幅の小さいことは入植の場合と対比して考えさせられる。これは分家が大むね農業副業的、或は兼業農家の行き方をとるから受け入れられるのであろう。今日の激しい農家の兼業化の進み方と考え合せて、そういう行き方ならまだ妥協できることを示している。

自作地を無償で取得して農家になるケースは、分家以外にもある。第七表ではこれを「その他」として示したが、これは他人が自作地の贈与を受けたケースであって、その数は極めて少ない。従って自作地被贈による新設戸数は圧倒的に分家戸数であると考えてよい。それを念頭に入れながら、それが新設戸数中にどの位の割合を占めているかを見てみることにしよう。昭和二五―二九年では分家の占める割合は四九%で約半分である。ところが三四年では三三年の分家予定戸数を加えて計算してみると、五五%と割合が上昇している。急上昇したのは新設戸数がかなり減っているのに、分家の方が殆んど横這いに終始した⁽¹⁾ということが原因である。新設戸数が減って来たことの理由は、すでに述べたように入植の減退に負う。

次に動態率を見てみよう。表に示されているように、被贈の計の率では三二年が一・三%であり、これが三五年で〇・九%になった程度であって、率そのものが低い上に余り大きな変化を示していない。従ってこれ以上の論及

は不要であらう。

以上は自作地を無償で譲受けて新設農家となった場合の統計とその分析である。この逆の自作地を全面無償譲渡して廃農したケースもあり得る筈である。それは統計的に農家戸数減と見なされる場合であるが、遺憾ながらそれは統計的に掴み得ない。また把握し得たとしてもその事例は極めて少ないだろう。なぜなら自作地の全面無償譲渡は、身内の農業経営相続者に対して行なわれるのが通常であって、その場合は農家戸数の変動には結びつかない。かくて自作地全面贈与による脱農戸数は資料難から分析不可能であるが、またそれを必要としないと判断される。

注(1) 昭和三四年の推定分家戸数が約一万三三〇〇戸であるから、二五～二九年度平均の一万四七〇〇戸と比べると一四〇〇戸程度少ない。だから横道いにはならないと言うかも知れないが、分家予定戸数が一年前の三三年はどういうわけか非常に少なくなっている。前後の統計値から言うと八〇〇〇戸位あるべき筈で、そうなら分家戸数の値は余り変化していないことになる。

五 小作地取上貸付戸数とその動態

この場合は不耕作地主の貸付地（小作地）取上による自作化と、その逆の自作農家の耕地貸付による不耕作地主化とを問題とする。そういう形での農家の新設と消滅を、農地の取上貸付の局面で捉え、そしてその動態を追求しようとするものである。ところで問題はそういった場合の統計があるかどうかということである。前者の方の新設に相応する地主手作化の資料は、農林省農地局の「農地調整半年報」によって得られる。しかし自作農不耕作地主化による脱農は残念ながらその件数を確め得ない。よってここでは地主手作化による新設の場合だけを取り上げることにする。

第8表 年度別の小作地取上新設戸数

(単位：戸)

項 目				32	33	34	35
新設	戸数			-	-	23,967	-
	構成比(%)			-	-	100.0	-
小作地取上	戸数			3,254	3,402	3,574	3,506
	動態率(%)			0.54	0.57	0.60	0.59
	構成比(%)			-	-	15.0	-
(参考) 年 央 戸 数				6,013,678	5,991,608	5,973,093	5,963,058

農家戸数変動と個別戸数動態

(注) 「小作地取上戸数」は、不耕作の賃貸人の小作地取上件数である。

(出所) 農林省農地局農地課『農地調整年報』各年度版。

不耕作地主の小作地取上による耕作開始件数は、第八表に示す通りである。昭和三二年に約三三〇〇件の小作地取上許可があった。これは耕作目的のためのものであって、転用目的のものは含まれていない。この件数は従って農家新設戸数と見なされるわけである。その数は三四年には約三六〇〇戸となり、勢よく増えて来たが、三五年で三五〇〇戸程度に減少している。この三五年の低落が三四年度の経済の異常な高度の成長によって起されたものかは早急に断定し難い。あるいは偶然によるものであるかも知れないので、今後の趨勢を見守りたいところである。何分少ない統計値であるので、そこから傾向の特性を見出すことは困難であるけれども、その数の絶対値が案外に大きいものであることは意外であった。既に紹介した入植だとか、自作地購入などによる件数に比べてこれは非常に大きい数である。これは何故であろうか。この点を次のように考える。

全府県平均で見た田畑こみの小作地賃貸価格は、三五年で反当り一六五四円である。これに対する課税標準価格は水田で反当り三万五九〇〇円程である。その利廻りを計算すると、五分を割っている。公社債の利廻りから考えてこれは決して有利なものではない。しかも右の農地価格

は課税のための固定資産評価額であつて、實際の売買価格よりも数分の一に低評価されている。この点を考慮すると実質利廻りは一分を割ることは確実である。このことは農地を貸付けすることが如何に採算上不利であることを示す。ということは小作関係の解消への方向が緊張をもつて常に働いているということを意味している。その解消への方向としては、小作農に農地を買取つて貰うか、自ら自作化するか、或は第三者に転売するかの方途がある。しかし第一の場合は小作農に金が必要、第三の場合は小作農が承諾すまいから、結局は大義名分の立つ第二番目の方法がとられる。だから常にこの方向への小作関係の解消が意図される。金がかからずに農家になる途がそこにあるからである。農地購入新設に比べて小作地取上新設が格段に多いのも、これなら農業経営が採算上成り立つからである。しかしこの小作地取上による農家新設が本当に農家として永続性をもつたものであるかどうかは保証の限りではない。何れ農地を有利な価格で処分することを意図し、そのために一時的に自作化への方向をとつたと解釈できる場合もあろう。しかしここではそのことに深く立入ることは最早できない。

さて小作地取上新設の戸数は右の通りで増えているような形成にあるが、これを動態率で見るとやはり上昇している。三二年の〇・五%から三四年の〇・六%まで上昇し、三五年で少し低落している。一方総新設戸数中に占める割合は、三四年の分しか分らないが一五%となっている。この率が入植や農地購入よりも高いことは言うまでもない。

六 海外帰朝移住戸数とその動態

農家戸数に増減を与えるものとしては、海外への出入り関係によるものもある。海外から帰つて来て農家になる

第9表 年度別、海外移住世帯数
(昭27~35)

(単位：戸)

年 度	世 帯 数	単 身 者 数
昭27	17	-
28	248	1
29	604	52
30	508	519
31	891	816
32	1,147	1,062
33	1,235	959
34	1,245	1,293
35	1,420	1,295
計	7,315	5,997

(注) 「単身者数」というのは、1人世帯数という意味である。

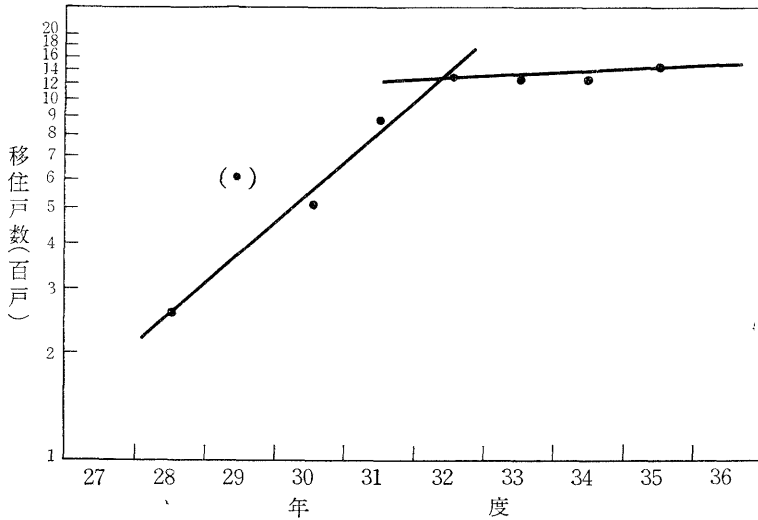
(出所) 農林省振興局拓殖課保管原表。

場合を「海外帰朝世帯」、農家をたたんで出て行く場合を「海外移住世帯」と呼んでおこう。前者は農家新設になるし、後者は脱農ということになる。字義としては不適当であるが、そういう範疇で取扱っておくことにする。これは「農家戸数動態区分表」の「世帯区分」の(c)の項目を集計したものに相応する。この統計は「海外帰朝世帯」としては明らかにすることが出来ないが、「海外移住世帯」としては農林省振興局において業務統計が作成されている。正式に農業移住が始まったのは二七年度からであって、統計もまたその年から始まっている。移住者には単身世帯と一般世帯とあるが、ここで関連があるのは一般世帯の世帯単位移住の方である。農家の減少に結びつくのは、世帯単位の移住者であろうと思われるからである。もちろん、農家の単身世帯が移住するケースを考えないわけではない。しかし元々単身者農家というのは数が少ないし、そしてその農家も主として寡婦によって営まれている場合が多い。そうすると、農家減になるような単身者農家の移住はないと仮定しても許されるであろう。

とにかく単身者数をも参考に挙げて表にしたのが第九表である。しかし「世帯数」の方にも疑念がなくはない。その世帯数が果して農家減少数を意味するものであるかどうかということである。農林省の定めるところによると、農業移住者は資格として現に農業者であるか、過去に農業者であったことを必要とする。⁽¹⁾もしその年度の移住世帯がすべて現に農家であり、そして挙家移住であったとすれば、移住世帯数はその年の農家減少数となる筈

である。しかし實際は元農家が多少移住世帯数に含まれているし、それも農家から単身離農して後に世帯を構えた場合であろう。また移住するに際して急いで世帯をもった場合もあろう。しかしこの場合は極めて少なく、通常は単身移住してある程度の生活上の目安がついてから結婚の相手呼び寄せるといふケースをとる。また世帯移住者の構成も二人という場合は少ないものである。こう見てくると、農業移住世帯数は必ずしも海外移住による農家戸数減少数とはならない。移住世帯数よりは少ないであろう。またここにいう移住者は、政府の計画に基づく農業移住者である。この他に自由渡航者がいる。その数は三四年度末で四万人に達しているが、農家の自由渡航者はいないものと考ええる。詮索すべきことは幾つもあるが、そういうことを一応考慮に入れながら考察してみることにする。

三四年度は一二〇〇戸程度の移住世帯があった。この数は同年度の減少戸数三万七七〇〇戸中の僅か三%を占めるに過ぎない。故に移住の農家世帯減少に与える効果というものは極めて小さいと言えよう。しかし、仮に移住が停止されていたとすれば、三四年度の約一万戸の純減が一千戸削られることになるから、あながちその効果を一概に無視することを得ない。では累積的效果はどうであったか。その前にどういう変動を示して来たかを一瞥してこう。第三図は第九表の統計値を半対数図表に移したものである。いま二七年度を準備不足のためにまだ移住送出のベースに乗らなかつた年として除外し、二九年度を統計的に検討の要ある年（世帯数の過大、単身者数の過少という事実）として除外するならば、その他の年度については綺麗な傾向線が画ける。そしてここでも傾向線が途中で屈折している。ここでは屈折点が三二年度であつたことが特異点である。二八年度から三二年度までは急上昇の幾何級数的な増加を示して来たが、三二年度からは様変りに増加率が鈍っている。なぜこういう風に屈折したか、これが問題である。そしてなぜ三二年度において屈折したのか、これが問われなければならない第二の課題である。



第3図 海外農業移住戸数の推移 (対数目盛)

屈折すべき必然性についてはこう考える。三一年度以前の移住の急展開こそが正にイレギュラーな過程であった。三二年度以降の等比級数的な漸増の過程があり得べき正常のコースであろうと思う。然らば二八年度から三二年度への傾向線は一体何か、それは無から正常のコースに乗るための短絡路ではなかったか。短絡路の節合点が三二年度であったということは、二八年度よりの傾向線の勾配が右の通りであった結果の偶然的帰結であった。当事者は三二年度以降の実績を以て「不振」という表現を敢てする。不振という感覚が生れて来たのは、三二年度の伸び率が落ちたこと、実績が計画に及ばなかったということより発する。実際は伸び率が落ちたのではなくて正常に復したのであり、実績が計画に及ばなかったのではなくて、計画が実績を上廻ったのである。然らばこのように低い増加率が正常的であるとする根拠はなにか。それは移住資金の制約と未知の世界に対する不安が、移住への行動を押えていると見る。渡航資金と営農資金に不自由しない農家は移住の必要がな

いし、移住の必要がある農家は資金調達の余裕のない者が多い。この点有利な融資の途が開かれたとしても、それは単に傾向線を上に少しシフトせしめるだけであろう。決して傾向線の勾配を上昇せしめる働きをしない。

元来、移住世帯数に対して指数曲線を適用しようというのは無謀であるかも知れない。性格的に等比級数的に伸びる性質のものではないからである。母体である農家戸数（特に零細農家）は縮減しているし、そして一方に他産業への転換という競合条件がある。後者の方は生活条件の変更はそれ程大きくないし、場合によれば何らの資金を要せずして転換が可能である。強いて挙げれば、農業に愛着を持ち、そして強い野心を抱く者が海外移住を志すのであろう。そういった農民は数として多いものではない。僅かなりとも級数的増加を示して来たのは上出来とせねばならぬ。もちろん移住事業には機構的に、組織的に改めねばならぬところが多々ある、しかし改めたからと言って急増を示すものではない。移住への有効需要が如何にあるか、それをよく把握した上での対策でなければならぬ。

再び本論に帰ることにしよう。そうした移住の農家減少に与える効果をここでは問題にする。その点を入植の場合と同じような方法で考えてみることにしよう。移住の開始以来、三四年度末に至る間の累積移住戸数は約七三〇〇戸である。仮に移住がなかったものと考えると、その分だけ三五年の農家の現在戸数が増えるわけである。しかしこの間の農家戸数の減少数は一九万戸であるから、一九万戸に占める比率は五％と極めて低い。ということは農家数を減らす力としては非常に弱いものであったということである。同じように人口の立場からも同様のことが言えるであろう。しかしそれだからと言って移住事業の有意義性が否定されてはならない。移住事業の本質は、そのように家の数を減らしたり、人の口を減らしたりするところにあるわけではない。本当の目的は親善関係にある国の開発を援助しようということにある。そのためにそれに適した人達を差し向けようとするのであって、人が減り、

戸数が減ることは単に付随的現象たるに過ぎない。そして恐らく今後も過大な期待を寄せることは禁物であろう。移住事業と言ったようなものはそういうものである。最後に海外移住の戸数減少寄与率を掲示しておこう。

海外移住の戸数減少寄与率 = ①28 ~ 34年度累積移住世帯数 / 28 ~ 34年度農家減少数

$$= 7,315戸 / 134,223戸 = 5.45\%$$

②28 ~ 34年度累積移住世帯数 / 25 ~ 34年度農家減少数

$$= 7,315戸 / 214,273戸 = 3.64\%$$

注(一) 農林省振興局拓殖課秋山英二氏の言による。

七 結 論 と 要 約

以上農地移動を媒介として農家戸数の動態を個別に追究しようと試みた。何分にも分析に耐えるような資料もなく、統計も整備されていない現状では、以上の試みがこの際になし得る精一杯のことであつた。しかし資料不足というこの事実認識だけが結論であつてはならないので、ともあれなし得た乏しい分析から何がしかの結論と要約を引き出すことにしよう。

前回発表の論文で農家戸数の動態を新設と脱農に分けて観察すると、新設はどうも直線的に減少して来ているし、脱農は景気循環的波動を画きながら減少して来ているようだということを明らかにした。問題はこういう項目がどう構成されてそうなっているかということである。これに応えるには新設なり脱農なりのそれらを構成する細目毎の動態戸数が年度毎にとられていることが必要である。そこでそれらを当ててみたところ、統計資料として原則的

農家動態項目別の統計有無表

農 地 移 動	世 帯 区 分			利用可能 年 度
	a	b	c 計	
農 家 新 設	(1) 開拓地取得		○	25, 26, …
	(2) 自作地購入		○	32, 33, …
	(3) 自作地被贈	○	○	32, 33, …
	(4) 小作地取上		○	32, 33, …
	(5) 小作地借受			…
	計			…
農 家 脱 農	(1) 開拓地処分		○	32, 33, …
	(2) 自作地売却			…
	(3) 自作地贈与			…
	(4) 小作地返却			…
	(5) 小作地貸付			…
	計		○	27, 28, …

(注) 「世帯区分」の a, b, c は「農家戸数動態区分表」と同じであって、「農家新設」では (a)＝農家世帯形成, (b)＝前非農家世帯, (c)＝海外帰朝世帯, 「農家脱農」では (a)＝農家世帯合流, (b)＝非農家世帯化, (c)＝海外移住世帯を示す。

に得られるものは、農林省農地局の「入植統計」と「農地調整半年報」しかないことが判明した。それらは何れも、農地移動の把握を主眼にした業務統計であるので、それに適合するように戸数動態の項目を改めて農地移動と関連するように再編成してみた。「農家戸数動態区分表」として発表したのがそれである。新設と脱農について各々五つの項目を考え、そして各々に三つの世帯形態を与えた。しかし後者の世帯形態の異動については統計的にそこま

で分類されていないので、実用上は意味をなさなかった。

さて得られた統計はこれらの項目のどこまでを充足したであろうか、それを一覽表にするとこうである。農家新設については、(5)の小作地借受による新設を除いては他の四項目の計の部分が明らかとなっている。そのうち世帯区分毎に分るのは、(3)の自作地被贈による新設の場合だけである。もっとも a と b、つまり海外帰朝世帯と前非農家世帯の分を明確に分けることは困難であるが、もともと海外帰朝世帯は数が極めて少ないし、こういう場合は余りあり得ぬ事態と見て無視

第10表 年度別、事由別新設戸数

(単位：戸)

年 度	開拓地 取得	自作地 購入	自作地 被贈	小作地 取上	計	基本統計 戸数
25	11,810	-	-	-	-	30,354
26	7,129	-	-	-	-	
27	7,920	-	-	-	-	
28	7,936	-	-	-	-	
29	6,166	-	-	-	-	
30	4,978	-	-	-	-	26,186
31	4,485	-	-	-	-	
32	2,860	998	14,842	3,254	21,954	
33	2,214	1,297	14,126	3,402	21,039	
34	1,529	1,470	13,694	3,574	20,267	23,967
計	57,027	-	-	-	-	280,481

(注) 「開拓地取得」戸数はこの他に入植承継戸数(34年度583戸)を加えなければならないが、他の年次は戸数不明である。

してよいであろう。しかしaの農家世帯形成、つまり俗に言う分家の統計値が統計の性格からハッキリしないことも了承しなくてはならない。同様のことは農家新設の(1)の開拓地取得や、農家脱農の(1)の開拓地処分の統計や、海外移住世帯の統計についても言い得る。基本統計が実に精密複雑になっているのに、業務統計が未だ非常に簡素である点、考えさせられるところが多い。

便宜上、右の業務統計で把握された新設戸数を一覽表にして示そう。第一〇表がそれである。新設戸数の過半数が「自作地被贈」であって、いわゆる分家がこれに該当する。この戸数は三二年度分以降しか判明しないが、次第に減少への傾向にあることが分る。減少の最も顕著であるのは「開拓地取得」であって、これは等比的な減少を示している。「自作地被贈」の減少の型がどうである

かは確認できないが、「開拓地取得」ほど激しいものでないことは事実であろう。基本統計で得た新設戸数は、二九年度までの五年平均では約三万戸であって、次の四年間の平均では、二・六万戸である。その差は四〇〇〇戸であるが、これは「開拓地取得」で計算した戸数の差とほぼ相応する。新設戸数の三四年度は二・四万戸で、前四カ

年平均との差は約二〇〇〇戸である。ところが「開拓地取得」ではそれぞれ三八〇〇戸、一五〇〇戸なので、その差は二三〇〇戸となる。それはほぼ新設戸数の差に見合うわけである。結局新設戸数の減少はこの「開拓地取得」戸数の減少に依存していたことになる。

このことを逆に考えてみると、「開拓地取得戸数」以外の新設戸数は、それぞれに増なり減なりの傾向をもちながら、相互間で相殺し合っていたことになる。短かい期間の観察であるが、「自作地購入」による新設は、かなり増えて来ており、「小作地取上」新設はそれ程でないが、やはり増えて来た。これらとそれ以外の統計に把握せられない増加的な新設項目が、分家などの「自作地被贈」の新設の減を補っていたことになる。一般に経済が高度に成長する段階の下では、農家の新設などは行なわれ得ないと考えるのが通念である。新設があったとしても少数であって、それも減って行くであろうと考えるのが普通である。ところがそれと逆の傾向が出ているような場合もある。「自作地購入」や「小作地取上」などの新設ではそうである。何故そうなのであろうか、統計が正しいものと仮定すれば、こういった傾向は頗る妙である、それは表面的には自作化の増加を意味しているかも知れないが、主体者の真意は別のところにあるのだらうと思う。功利的に見れば、他日農地以外の目的に転用する意図が蔵されているのではないだろうか。そして「小作地取上」新設が意外に多かったということも留意してよいことである。小作関係の今後の動向を示唆するものとして注視したい。

次に脱農戸数についてその細目を調べてみよう。あげられるべき項目は農家新設と同じように五つあって、项目的には新設の逆の場合を考えればよい。その項目については表として二回掲げておいた。項目としては(1)開拓地処分、(2)自作地売却、(3)自作地贈与、(4)小作地返却、(5)小作地貸付、の五つであって、これに三つの世帯区分

第11表 年度別、事由別脱農戸数

年 度	開拓地 処分	海外移 住	計	基本統計 脱農戸数
25	-	-	-	53,904
26	-	-	-	
27	-	17	-	
28	-	248	-	
29	-	608	-	
30	-	891	-	45,618
31	-	1,147	-	
32	2,767	1,235	4,002	
33	2,274	1,245	3,519	
34	2,028	1,420	3,448	37,659
計	-	-	-	489,650

(注) 1) 「開拓地処分」戸数はこの他に入植承継戸数分を加えるべきであるが、戸数不明である。

2) 「開拓地処分」脱農戸数の一部は「海外移住」脱農戸数と重複している。

をからませることができる。従って組合せは一五
あるが、残念ながら統計的資料が乏しく辛うじて
(1)の「開拓地処分」脱農と、世帯区分における
c (海外移住世帯) の計を把握し得るに止まる。そ
れらを一表に整理したのが第一一表である。それ
らも全年度にわたって見ることはできない。「開
拓地処分」による脱農戸数は三二年度から、「海
外移住」脱農戸数は二七年からしか分らない。

さてその入植農家の離脱を示す「開拓地処分」
戸数は三二年度約二八〇〇戸、以下逐次急激に減
少への過程に入る。三四年度は二〇〇〇戸程度になっ
ているが、これは当然の動きであって脱農が減少する
のはおかしいという筋合のものではない。調査の対
象となる範囲が小さくなって来ているからである。
しかし脱農戸数に減少への方向を辿っているとい
う立場からはこの減少は必ずしも矛盾しない。基本
統計で把握された脱農戸数も見たところ減って来
ているように見える。実際の「開拓地処分」戸数は、
この数値に承継入植戸数分だけ加えたものになる
が、三四年度の分が分る以外は不明である。

海外移住戸数は必ずしも当年度の脱農戸数である
とは限らないが、ほぼ近似値と見て傾向をみるこ
とにしよう。

う。二七年に僅か一七戸で出発した農業移住は急速に増えて、三一年度に約一〇〇〇戸となり、それ以後増加速度はやや緩慢となつて三四年度には、一四〇〇戸程度になっている。何れにしても微々たる数であつて、殆んど大勢には影響しない。三一年まで増加の急であつたのは移住事業が過渡期であつたからである。三四年度について「開拓地処分」脱農戸数との計をとつてみると約三五〇〇戸であつて、総脱農戸数三万七七〇〇戸の九%程度に過ぎない。従つてこれらは脱農の脇役を勤めるに過ぎず、主役は別にあつたことになる。その主役は「自作地売却」だらうと思われるが、遺憾ながらそれを統計的に明らかにし得ない。かくて脱農に関してはその分析は極めて不十分であつた。

この研究は当初は戸数動態の解明を意図しながら、資料不足という大きな壁に突當つて腰ぐだけに終つた感がある。しかも最も解明を必要とする脱農の局面において渋滞を示したことは残念なことである。この空白の分野を埋めるためには業務統計の拡充と基本統計の充実を必要としよう。これを強く望んで止まない。だが新設の局面においては大体はその動きを捉え得たと思う。そしてその構成が予期していたのと殆ど相違せず、また戸数動態に関する仮説とも矛盾しない結果を示したことは幸いであつた。しかしその新設の程度や構成の変化が近い将来に大きく変るといふことも考えねばなるまい。「自作地購入」や「小作地取上」が急に減るとは思われぬが、「自作地被贈」の分家や「開拓地取得」の入植はかなり減るであろう。経済成長が外からそれを要請するだけでなく、農業基本法が関連法を通して内からそれを崩して行くように思われるからである。

(研究員)